

輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領（平成10年3月30日 10農産第2122号農産園芸局長通達）改正  
新旧対照表

改正後		現行	
第1～第7〔略〕 別記（第2関係） 栽培地検査に関する輸出国への要求事項		第1～第7〔略〕 別記（第2関係） 栽培地検査に関する輸出国への要求事項	
検疫対象有害動植物	要求事項	検疫対象有害動植物	要求事項
1～15〔略〕	〔略〕	1～15〔略〕	〔略〕
16 <i>Pepino mosaic virus</i>	<p>(1) 種子について  <u>採種用の母本について、本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、生育期中に栽培地検査を行い、かつ、当該母本又は当該母本から採種された種子について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p> <p>(2) 生植物について  <u>本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期中に栽培地検査及び ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確</u></p>	[新設]	[新設]

	<p>認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>17 <i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジヤガイモやせいもウイルス)</p>	<p>(1) 種子について 採種用の母本について、本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、生育期中に栽培地検査を行い、かつ、当該母本又は当該母本から採種された種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>18 <i>Pepper chat fruit viroid</i></p>	
<p>19 <i>Tomato apical stunt viroid</i></p>	
<p>20 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i></p>	
<p>21 <i>Columnnea latent viroid</i></p>	<p>(2) 生植物について 本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期中に栽培地検査及び RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>22 <i>Mexican papita viroid</i></p>	<p>本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期中に栽培地検査及び RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの感染がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>23 <i>Tomato planta macho viroid</i></p>	

<p>16 <i>Potato spindle tuber viroid</i> (ポテトスピンドルチューバーウイルス)</p>	<p>(1) ばれいしょ及びトマトの種子について 採種用の母本について、本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、生育期中の高温期に栽培地検査及び RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
	<p>(2) ばれいしょ及びトマトの生植物について 本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期中の高温期に栽培地検査及び RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1・2 [略]	[略]
3 <u>Pepino mosaic virus</u>	本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され本ウイルスに感染していない母本植物又は種子から生産され、生育期中又は輸出検査時に ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
4 <u>Potato spindle tuber viroid</u> (ジャガイモやせいもウイロイド)	(1) ペチュニア属種子について 採種用の母本について、本ウイロイドの発生が知られていないほ場で栽培され、当該母本又は当該母本から採種された種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。  (2) 生植物について 本ウイロイドの発生が知られていないほ場で栽培され本ウイロイドに感染していない母本植物又は種子(ペチュニア属については本ウイロイドに感染していない種子)から生産され、生育

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1・2 [略]	[略]
	[新設]
3 <u>Potato spindle tuber viroid</u> (ポテトスピンドルチューバーウイロイド)	種子又は本ウイロイドの発生が知られていないほ場で栽培され本ウイロイドに感染していない母本植物から生産され、生育期中の高温期又は輸出検査時に RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手

	<p>期中又は輸出検査時に RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>		<p>法による検定を行って本ウイロイドの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
5 <u>Columnea latent viroid</u>	<p>本ウイロイドの発生が知られていないほ場で栽培され本ウイロイドに感染していない母本植物又は種子から生産され、生育期中又は輸出検査時に RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>	[新設]	[新設]
6 <u>Mexican papita viroid</u>			
7 <u>Tomato apical stunt viroid</u>			
8 <u>Tomato chlorotic dwarf viroid</u>			

附則

( 施行期日 )

- 1 この実施要領は、平成26年2月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる事項は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 別記(第2関係)の栽培地検査に関する輸出国への要求事項に掲げる16、18から23までの事項 平成27年2月24日
  - 二 別記(第2関係)の輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項に掲げる3から8までの事項 平成26年8月24日

( 経過措置 )

- 2 この実施要領の施行の日から平成26年8月23日までの間は、別記(第2関係)の栽培地検査に関する輸出国への要求事項中「*Potato spindle tuber viroid* (ジャガイモやせいもウイロイド)」とあるのは、「*Potato spindle tuber viroid* (ポテトスピンドルチューバーウイロイド)」と読み替えて適用する。